

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 助成 要綱第21の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。 1 （略） (1) 要綱第3の1の(1)の事業に係る利子補給金 (2) 要綱第3の1の(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の事業に係る助成金 (3) 要綱第3の1の(4)の事業に係る経営所得安定対策等支援資金 2 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 定義 <u>軽減支援対策事業における担い手の定義は、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。</u> 1 認定農業者 (1) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体</u> (2) <u>基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人</u> 2 認定新規就農者 <u>基盤強化法第14条の4項に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体</u> 3 基本構想水準到達者 <u>年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体</u> 4 集落営農経営 <u>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営</u> (1) <u>基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体</u> (2) <u>複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織</u></p> <p>第6 その他 この実施要領に定めるもののほか、軽減支援対策事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p>参考別記様式 （略）</p>	<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 助成 要綱第20の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。 1 （略） (1) 要綱第3の1の(1)及び(2)の事業に係る利子補給金 (2) 要綱第3の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の事業に係る助成金 (3) 要綱第3の1の(5)の事業に係る経営所得安定対策等支援資金 2 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第5 その他 この要領に定めるもののほか、軽減支援対策事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p>参考別記様式 （略）</p>

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 土地改良区等 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が平準化計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（1）、第5及び第6の土地改良区等とは、土地改良区又は平準化計画に定められた借入主体をいう。</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第6 平準化資金 1（略） 2 利子補給金の額 （1）要綱第6の3の（2）の利子補給金の額は、要綱第3の1の（1）の平準化資金の融資機関における融資平均残高に、利子補給の基準となる金利を乗じて得た額とする。 （2）・（3）（略）</p> <p>第7 その他 1（略） 2 要綱第20に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>別表（略）</p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号（略）</p>	<p>別紙1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 土地改良区等 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が平準化計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（1）、第5及び第7の土地改良区等とは、土地改良区又は平準化計画に定められた借入主体をいう。</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第6 平準化資金 1（略） 2 利子補給金の額 （1）要綱第7の3の（2）の利子補給金の額は、要綱第3の1の（1）の平準化資金の融資機関における融資平均残高に、利子補給の基準となる金利を乗じて得た額とする。 （2）・（3）（略）</p> <p>第7 その他 1（略） 2 要綱第19に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>別表（略）</p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号（略）</p>

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>(削る。)</p>	<p><u>別紙2（土地改良負担金償還円滑化事業に係る運用）</u></p> <p><u>第1 土地改良区の要件</u></p> <p><u>1 要綱第3の1の（2）の農村振興局長が定める要件は次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）土地改良事業に係る負担金の円滑な支払いが困難となっている土地改良区であつて、次に掲げるいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>① 当該土地改良区における対象水田（水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知。以下「水田要綱」という。）第8の3の対象水田をいう。）の面積に占める転作等（水田要綱第8の4に定めるものをいう。）の面積の割合がおおむね30パーセント以上であること。</u></p> <p><u>② 当該土地改良区が償還する負担金（要綱第3の2の負担金をいう。以下同じ。）に係る土地改良事業（以下「対象事業」という。）のうち、当該事業の10アール当たり事業費が事業開始時の予定事業費に比べて、おおむね3倍以上になっているものがあること。</u></p> <p><u>③ 対象事業のうち、その受益地面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化の影響を受ける作目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。</u></p> <p><u>④ その他都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して、必要と認める事情があること。</u></p> <p><u>（2）土地改良負担金償還円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）を実施することにより、負担金の償還が確実になる見込みがあること。</u></p> <p><u>（3）（1）の④の必要と認める事情とは、例えば次のような事情をいう。</u></p> <p><u>① 当該土地改良区において、専業農家及び第1種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。</u></p> <p><u>② 対象事業の中に、工期が事業開始時の予定工期に比べて、おおむね2倍以上になっている事業又はやむを得ない事情により、完了が著しく遅延しているものがあること。</u></p> <p><u>③ 対象事業と一体的に施行される土地改良事業の中に、やむを得ない事情により、完了が著しく遅延している事業があること。</u></p> <p><u>④ 当該土地改良区における特別賦課金の徴収率が95パーセントに満たないこと。</u></p> <p><u>⑤ 当該土地改良区において、ピーク時10アール当たり年償還金（円滑化計画（要綱第7の6の計画をいう。）の認定を受けようとする年度以降において最大となる10アール当たり年償還金をいう。以下同じ。）が当該土地改良区の区域内の10アール当たり小作料以上であり、かつ、利用権設定率がおおむね6パーセント以上であること。</u></p> <p><u>⑥ 当該土地改良区において、農家の10アール当たり農業所得に占めるピーク時10アール当たり年償還金の割合が事業開始時の割合を上回っており、かつ、その割合がおおむね20パーセント以上であること。</u></p> <p><u>2 要綱第17の1の農村振興局長が別に定める土地改良区の要件は、次のいずれかに該</u></p>

当するものであることとする。

- (1) 当該土地改良区が事業運営基盤の強化を図っており、次に掲げるいずれかに該当すること。
- ① 当該年度において合併が認可されているか、または当該年度の翌年度までに合併が認可されることが確実であること。
 - ② 土地改良施設の維持管理費の合計が年10アール当たり5,000円を超え、かつ、維持管理体制の合理化に係る費用が、ピーク時年償還額の5パーセント以上であること。
- (2) 当該土地改良区が土地利用の高度化に取り組み、当該年度から5年以内に次に掲げるいずれかに該当することとなることが確実であること。
- ① 耕地利用率または本地利用率について（以下「土地利用率」という。）、アからウまでのいずれかの要件に該当すること。
 - ア 対象土地改良区が属する都道府県の昭和60年における土地利用率の平均値を超えること
 - イ 当該年度から10パーセント以上増加すること。
 - ウ 都道府県知事が地方農政局長と協議して定めた土地利用率を超えること。
 - ② 畑利用水田（水稲以外の作物（原則として収穫のあるものに限る）の生産に供される水田。以下同じ）について、2ヘクタール以上の連坦団地の占める面積が25パーセント以上であること。
 - ③ 畑利用水田の過半で麦・大豆・飼料作物等が作付けられること。
- (3) 当該土地改良区が、次に掲げる要件すべてに該当すること。
- ① 専業農家及び第1種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね1/2以上であること。
 - ② 農家の10アール当たり農業所得に占めるピーク時10アール当たり年償還金の割合が、事業開始時の割合を上回っており、かつ、その割合がおおむね20パーセント以上であること。

第2 負担金

要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める円滑化事業の対象となる負担金とは、次に掲げるものとする。

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第3 円滑化資金

1 融資限度額

要綱第6の3の(1)の融資限度額は、円滑化事業の対象となっている土地改良区において、要綱第3の1の(1)の土地改良負担金償還平準化事業（以下「平準化事業」という。）が実施されている場合については、当該事業地区以外の土地改良事業の負担金とする。

2 貸付利率

要綱第6の3の(3)の農村振興局長が定める率は、自作農維持資金における償還円滑化資金（リリーフ資金）の農山漁村振興基金による利子助成後の利率とし、別表1のとおりとする。

3 利子補給金の額

- (1) 要綱第7の3の(2)の利子補給金の額は、要綱第3の1の(2)の円滑化資金の融資機関における融資平均残高に、利子補給の基準となる金利と2の貸付利率との差に相当する率を乗じて得た額とする。
- (2) 前項の計算期間は、利子補給金を交付する年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までとする。
- (3) (1)の利子補給の基準となる金利は、別表2のとおりとする。

第4 円滑化計画

- 1 要綱第6の6の円滑化計画は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 都道府県知事は、要綱第6の7の(4)の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

第5 平準化事業との関連

- 1 土地改良区が要綱第3の1の(1)の平準化事業の適用を受けている場合、要綱第3の1の(1)の事業地区を除いた当該土地改良区の区域において、第1の要件に該当する場合には、円滑化事業の適用が認められるものとする。
ただし、当該土地改良区が第1の1及び2の要件に該当する場合には、要綱第3の1の(1)の事業地区を含めた当該土地改良区の区域において、円滑化事業の適用が認められるものとする。
- 2 (1)により同一土地改良区において、平準化事業と円滑化事業が適用される場合には、当該土地改良区は、特別賦課金の徴収及び経理等について、区分して処理しなければならない。

第6 都道府県の指導等

要綱第1820の2の(1)に基づき、都道府県が行う土地改良区への指導は、土地利用高度化に関する指導及び助言とする。

第7 その他

- 1 要綱第6の5の規定にかかわらず繰上償還が認められる場合は、例えば次に掲げる場合とする。
(1) 当該土地改良区の地区のうち、円滑化資金の借入れが行われている地区以外の地区に係る繰上償還を行う場合。
(2) 株式会社日本政策金融公庫等からの請求による繰上償還を行う場合。
- 2 要綱第1921に基づく円滑化事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別表1・別表2

(略)

別記様式第1号・別記様式第2号

(略)

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙2（特別型国営事業計画償還助成事業に係る運用）</p> <p>第1 対象地区 要綱第7の1の負担金の償還が困難となっている特別型国営土地改良事業地区とは、次の各号のいずれかに該当する地区とする。 1～3 （略）</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第6 助成金の交付 1 要綱第7の5の（2）の申請は、別記様式第5号により行うものとする。 2 要綱第7の5の（3）において公募団体は、送付された申請書及び関係書類を農村振興局長からの通知と照合することにより適否の決定を行うものとする。 3 要綱第7の7の（1）の納付金は、土地改良区又は市町村が第5の2の助成を選択した場合において、基準金利が償還利率を上回る年度に納付するものとし、その額は当該年度の残償還額に基準金利と償還利率の差を乗じて得た額とする</p> <p>第7 （略）</p> <p>第8 その他 要綱第20に基づく計画償還助成事業の実績の報告については、別記様式第6号によるものとする。</p>	<p>別紙3（特別型国営事業計画償還助成事業に係る運用）</p> <p>第1 対象地区 要綱第8の1の負担金の償還が困難となっている特別型国営土地改良事業地区とは、次の各号のいずれかに該当する地区とする。 1～3 （略）</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第6 助成金の交付 1 要綱第8の5の（2）の申請は、別記様式第5号により行うものとする。 2 要綱第8の5の（3）において公募団体は、送付された申請書及び関係書類を農村振興局長からの通知と照合することにより適否の決定を行うものとする。 3 要綱第8の7の（1）の納付金は、土地改良区又は市町村が第5の2の助成を選択した場合において、基準金利が償還利率を上回る年度に納付するものとし、その額は当該年度の残償還額に基準金利と償還利率の差を乗じて得た額とする。</p> <p>第7 （略）</p> <p>第8 その他 要綱第19に基づく計画償還助成事業の実績の報告については、別記様式第6号によるものとする。</p>
<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○ ○ 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農村振興局長</p> <p>国営土地改良事業○○地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について</p> <p>本地区については、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年○月○日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）別紙2の第2に基づき策定された償還計画を承認し、特別型国営事業計画償還助成事業の地区として指定する。 助成金の額は要領別紙2の第5の1（又は2）に基づき算定した額とする。</p>	<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○ ○ 知 事 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農村振興局長</p> <p>国営土地改良事業○○地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について</p> <p>本地区については、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年○月○日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）別紙3の第2に基づき策定された償還計画を承認し、特別型国営事業計画償還助成事業の地区として指定する。 助成金の額は要領別紙3の第5の1（又は2）に基づき算定した額とする。</p>

<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿 公募団体の長 殿</p> <p style="text-align: center;">※2 (農林水産省) 農村振興局長</p> <p>国営土地改良事業〇〇地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について</p> <p>このことについて、※1(別添)※2(別紙写し)のとおり農家負担金軽減支援対策事業実施要領(平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。)別紙2の第2に基づき策定された償還計画を承認し、特別型国営事業計画償還助成事業の地区として指定したので通知する。</p> <p>助成金の額は要領別紙2の第5の1(又は2)に基づき算定した額とする。</p> <p>※1(なお、別添については〇〇知事へ貴職から送付されたい。)</p> <p>※1は、地方農政局長等あての場合に記入する。 ※2は、公募団体の長あての場合に記入する。</p>	<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 殿 公募団体の長 殿</p> <p style="text-align: center;">※2 (農林水産省) 農村振興局長</p> <p>国営土地改良事業〇〇地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について</p> <p>このことについて、※1(別添)※2(別紙写し)のとおり農家負担金軽減支援対策事業実施要領(平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。)別紙3の第2に基づき策定された償還計画を承認し、特別型国営事業計画償還助成事業の地区として指定したので通知する。</p> <p>助成金の額は要領別紙3の第5の1(又は2)に基づき算定した額とする。</p> <p>※1(なお、別添については〇〇知事へ貴職から送付されたい。)</p> <p>※1は、地方農政局長等あての場合に記入する。 ※2は、公募団体の長あての場合に記入する。</p>
<p>別記様式第3号・別記様式第4号 (略)</p>	<p>別記様式第3号・別記様式第4号 (略)</p>
<p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: center;">特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書</p> <p>公募団体の長 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇土地改良区理事長〇〇 又は 〇〇市町村長〇〇</p> <p>国営土地改良事業〇〇地区について、特別型国営事業負担金計画償還助成事業の助成金を農家負担金軽減支援対策事業実施要領(平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知)別紙2の第5の1(又は2)に基づく額で交付を行われたく、関係資料を添付して申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 特別型国営事業計画償還助成事業の地区指定の通知書(別記様式第1号と4号の写し) 2. 償還計画書</p>	<p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: center;">特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書</p> <p>公募団体の長 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇土地改良区理事長〇〇 又は 〇〇市町村長〇〇</p> <p>国営土地改良事業〇〇地区について、特別型国営事業負担金計画償還助成事業の助成金を農家負担金軽減支援対策事業実施要領(平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知)別紙3の第5の1(又は2)に基づく額で交付を行われたく、関係資料を添付して申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 特別型国営事業計画償還助成事業の地区指定の通知書(別記様式第1号と4号の写し) 2. 償還計画書</p>
<p>別記様式第6号 (略)</p>	<p>別記様式第6号 (略)</p>

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙3（独立行政法人水資源機構事業計画償還助成事業に係る運用）</p> <p>第1 対象地区 要綱第7の1の負担金の償還が困難となっている独立行政法人水資源機構事業地区（以下「機構事業地区」という。）とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行うかんがい排水事業の事業実施地区であって、次に掲げる要件をすべて満たす地区とする。 ただし、平成元年輸入自由化関連地区（平成元年の農産物の輸入枠の拡大・輸入の自由化の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。）、米需給調整関連地区（米の需給調整の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。）又は平成5年輸入自由化関連地区（平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による輸入枠の設定・輸入の自由化の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。）にあっては、1に掲げる要件を満たし、かつ、2から4までに掲げる要件のうちいずれか1つを満たす地区とする。 1～4 （略）</p> <p>第2～第9 （略）</p> <p>第10 助成金の交付 1 要綱第7の5の（2）の申請は、別記様式第8号により行うものとする。 2 要綱第7の5の（3）において公募団体は、申請書及び関係書類を農村振興局長からの通知と照合することにより適否の決定を行うものとする。 3 要綱第7の7の（1）の納付金は、土地改良区又は市町村が第9の2の助成を選択した場合において、基準金利が償還利率を上回る年度に納付するものとし、その額は当該年度の残支払額に基準金利と償還利率の差を乗じて得た額とする。</p> <p>第11 その他 要綱第20に基づく機構事業地区に係る計画償還助成事業の実績の報告については、要領別紙2の第8に準じて行うものとする。</p>	<p>別紙4（独立行政法人水資源機構事業計画償還助成事業に係る運用）</p> <p>第1 対象地区 要綱第8の1の負担金の償還が困難となっている独立行政法人水資源機構事業地区（以下「機構事業地区」という。）とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行うかんがい排水事業の事業実施地区であって、次に掲げる要件をすべて満たす地区とする。 ただし、平成元年輸入自由化関連地区（平成元年の農産物の輸入枠の拡大・輸入の自由化の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。）、米需給調整関連地区（米の需給調整の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。）又は平成5年輸入自由化関連地区（平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による輸入枠の設定・輸入の自由化の影響を受けると認められる地区をいう。以下同じ。）にあっては、1に掲げる要件を満たし、かつ、2から4までに掲げる要件のうちいずれか1つを満たす地区とする。 1～4 （略）</p> <p>第2～第9 （略）</p> <p>第10 助成金の交付 1 要綱第8の5の（2）の申請は、別記様式第8号により行うものとする。 2 要綱第8の5の（3）において公募団体は、申請書及び関係書類を農村振興局長からの通知と照合することにより適否の決定を行うものとする。 3 要綱第8の7の（1）の納付金は、土地改良区又は市町村が第9の2の助成を選択した場合において、基準金利が償還利率を上回る年度に納付するものとし、その額は当該年度の残支払額に基準金利と償還利率の差を乗じて得た額とする。</p> <p>第11 その他 要綱第19に基づく機構事業地区に係る計画償還助成事業の実績の報告については、要領別紙3の第8に準じて行うものとする。</p>
<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">償 還 計 画 承 認 申 請 書</p> <p>農林水産省農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う○○事業について、償還計画を承認されたく、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年○月○日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙3の第3の1に基づき、下記償還計画及び関係資料を添付して申請する。</p>	<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">償 還 計 画 承 認 申 請 書</p> <p>農林水産省農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う○○事業について、償還計画を承認されたく、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年○月○日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の第3の1に基づき、下記償還計画及び関係資料を添付して申請する。</p>

<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の概要 2 独立行政法人水資源機構事業負担金計画償還措置を適用する理由 3 償還計画 4 その他の資料（例：償還準備金の自主積立て等の実施について土地改良区の総会で議決したことを証する書面等） 	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の概要 2 独立行政法人水資源機構事業負担金計画償還措置を適用する理由 3 償還計画 4 その他の資料（例：償還準備金の自主積立て等の実施について土地改良区の総会で議決したことを証する書面等）
<p>別記様式第2号・別記様式第3号（略）</p>	<p>別記様式第2号・別記様式第3号（略）</p>
<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: center;">特別型国営事業計画償還助成事業適用申請書</p> <p>農林水産省農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う○○事業について、償還計画の承認及び特別型国営事業計画償還助成事業を適用されたく、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年○月○日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙3の第3の1及び第6に基づき、下記償還計画及び関係資料を添付して申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の概要 2 特別型国営事業計画償還助成事業を適用する理由 3 償還計画 4 その他の資料（例：償還準備金の自主積立て等の実施について土地改良区の総会で議決したことを証する書面等） <p>注）本様式で申請する場合は、別記様式第1号による申請は不要である。</p>	<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: center;">特別型国営事業計画償還助成事業適用申請書</p> <p>農林水産省農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う○○事業について、償還計画の承認及び特別型国営事業計画償還助成事業を適用されたく、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年○月○日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の第3の1及び第6に基づき、下記償還計画及び関係資料を添付して申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の概要 2 特別型国営事業計画償還助成事業を適用する理由 3 償還計画 4 その他の資料（例：償還準備金の自主積立て等の実施について土地改良区の総会で議決したことを証する書面等） <p>注）本様式で申請する場合は、別記様式第1号による申請は不要である。</p>
<p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○農政局長 独立行政法人水資源機構理事長 } 殿 公募団体の長</p> <p style="text-align: right;">（農林水産省）農村振興局長</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う○○事業の特別型国営事業計画償還助成事業の対象地区の指定について</p> <p>本地区について、特別型国営事業計画償還助成事業の対象地区として指定したので通知</p>	<p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○農政局長 独立行政法人水資源機構理事長 } 殿 公募団体の長</p> <p style="text-align: right;">（農林水産省）農村振興局長</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う○○事業の特別型国営事業計画償還助成事業の対象地区の指定について</p> <p>本地区について、特別型国営事業計画償還助成事業の対象地区として指定したので通知</p>

する。

助成金の額は、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙3の第9の1（又は2）に基づき算定した額とする。

※1（なお、この旨を貴職から〇〇知事あてに通知されたい。）

対象団体 〇〇土地改良区
 〇〇市町村

※1は、独立行政法人水資源機構理事長あての場合に記入する

別記様式第6号・別記様式第7号（略）

別記様式第8号

特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書

公募団体の長 殿

〇〇 土地改良区理事長 〇〇
又は
〇〇 市 町 村 長 〇〇

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業について、特別型国営事業負担金計画償還助成事業の助成金を農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙3の第9の1（又は2）に基づく額で交付を行われたく、関係資料を添付して申請する。

記

- 1 特別型国営事業計画償還助成事業の対象地区の指定の通知書
（別記様式第7号の写し）
- 2 償還計画書

する。

助成金の額は、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の第9の1（又は2）に基づき算定した額とする。

※1（なお、この旨を貴職から〇〇知事あてに通知されたい。）

対象団体 〇〇土地改良区
 〇〇市町村

※1は、独立行政法人水資源機構理事長あての場合に記入する

別記様式第6号・別記様式第7号（略）

別記様式第8号

特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書

公募団体の長 殿

〇〇 土地改良区理事長 〇〇
又は
〇〇 市 町 村 長 〇〇

独立行政法人水資源機構が行う〇〇事業について、特別型国営事業負担金計画償還助成事業の助成金を農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の第9の1（又は2）に基づく額で交付を行われたく、関係資料を添付して申請する。

記

- 1 特別型国営事業計画償還助成事業の対象地区の指定の通知書
（別記様式第7号の写し）
- 2 償還計画書

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙4（担い手育成支援事業に係る運用）</p> <p>第1 定義 この運用における定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「合算年償還金」とは、育成支援事業（要綱第3の1の(3)の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものをいう。</p> <p>3 「ピーク時合算年償還金」とは、育成支援計画（要綱第8の2の育成支援計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において、最大となる合算年償還金をいう。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 「担い手への農用地利用集積率」とは、事業地区内の農用地面積に対する、担い手の事業地区内における経営等農用地の面積の割合をいう。</p> <p>7・8 （略）</p> <p>9 「担い手」とは、実施要領第5に定める担い手をいう。ただし、同要領第5中「次に定める基準のいずれかを満たす経営体」とあるのは、「第7に定める基準を勘案して土地改良区等が関係機関の意見を聞いて、今後、経営等農用地面積の拡大を通じて育成すべきものとして定める経営体」とするものとする。</p> <p>第2 助成金の交付対象 要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める市町村に対して助成金を交付する場合は、以下の場合とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第3 育成支援事業の対象となる事業及び負担金</p> <p>1 要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年3月31日までに採択された以下の事業とする。 (1)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 事業地区の要件</p> <p>1 要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める要件は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 1にかかわらず、土地利用高度化加算の交付のみを受けようとする地区（以下「広域・専業特例地区」という。）については、要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める要件は、次の全ての要件を満たし、かつ、当該年度から5年以内に2のいずれ</p>	<p>別紙5（担い手育成支援事業に係る運用）</p> <p>第1 定義 この運用における定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「合算年償還金」とは、育成支援事業（要綱第3の1の(4)の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものをいう。</p> <p>3 「ピーク時合算年償還金」とは、育成支援計画（要綱第9の2の育成支援計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において、最大となる合算年償還金をいう。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 「担い手への農用地利用集積率」とは、事業地区内の農用地面積に対する、担い手（<u>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者をいう。以下同じ。</u>）の事業地区内における経営等農用地の面積の割合をいう。</p> <p>7・8 （略） (新設)</p> <p>第2 助成金の交付対象 要綱第3の1の(4)の農村振興局長が定める市町村に対して助成金を交付する場合は、以下の場合とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第3 育成支援事業の対象となる事業及び負担金</p> <p>1 要綱第3の1の(4)の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年3月31日までに採択された以下の事業とする。 (1)～(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 事業地区の要件</p> <p>1 要綱第3の1の(4)の農村振興局長が定める要件は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 1にかかわらず、土地利用高度化加算の交付のみを受けようとする地区（以下「広域・専業特例地区」という。）については、要綱第3の1の(4)の農村振興局長が定める要件は、次の全ての要件を満たし、かつ、当該年度から5年以内に2のいずれ</p>

かの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであることとする。

4 (略)

第6 (略)

第7 担い手の**基準**
(削る。)

1～3 (略)

第8 育成支援計画

1 育成支援計画の作成

要綱第8の2の育成支援計画の作成は、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第8の3の(4)の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

第9・第10 (略)

第11 都道府県の指導等

要綱第19の2の(1)に基づき、都道府県が行う土地改良区等への指導は、以下のものとする。

1～3 (略)

第12 (略)

第13 その他

要綱第20に基づく育成支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

かの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであることとする。

4 (略)

第6 (略)

第7 担い手の**要件**

第5の1の(1)の担い手は、次の基準を勘案し土地改良区等が関係機関の意見を聴いて、今後、経営等農用地面積の拡大を通じ育成すべき経営体として定めるものとする。

1～3 (略)

第8 育成支援計画

1 育成支援計画の作成

要綱第9の2の育成支援計画の作成は、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第9の3の(4)の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

第9・第10 (略)

第11 都道府県の指導等

要綱第18の2の(1)に基づき、都道府県が行う土地改良区等への指導は、以下のものとする。

1～3 (略)

第12 (略)

第13 その他

要綱第19に基づく育成支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別記
 利子助成限度の適用基準

第1 助成限度利息の算定基準

要領別紙4の第10の1の①の額は、次に掲げる助成限度利息を基に算定する。

目標水準	担い手の農用地集積要件	助成限度利息(%)				適用
		4.0%以下	4.0%超 4.5%以下	4.5%超 5.0%以下	5.0%超	
1	要領別紙4の第5の1の(1)のいずれかの要件に該当する場合。	2.00	2.50	3.00	3.50	1. 助成限度利息は、助成金の交付を受けようとする前年度の9月1日時点での基準金利により決定する。 2. 基準金利は、農村振興局長が別に定めるものとする。 3. 要領別紙4の第5の(1)のうち、④又は⑤の要件を達成し、要領別紙4の第9の1の(4)の審査を行った地区において、引き続き集積を行い左に示す目標水準2又は3の要件を満たした地区は、要領別紙4の第9の1の(4)により集積達成の報告を行った場合、助成限度利息を変更できる。
2	担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手農用地集積増加率がおおむね40%を超えた地区。 ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、担い手農用地集積増加率がおおむね30%を超えた地区。 (1)担い手への農用地利用集積率が20%以上となった地区。 (2)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha/戸以上となった地区。 (3)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区。ただし、本要件の適用は、要領別紙4の第5の1の(1)の④のウの要件を達成した地区に限る。	2.00	2.00	2.25	2.75	
3	担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手農用地集積増加率がおおむね50%を超えた地区。 ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、担い手農用地集積増加率がおおむね40%を超えた地区。 (1)担い手への農用地利用集積率が20%以上となった地区。 (2)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha/戸以上となった地区。 (3)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区。ただし、本要件の適用は、要領別紙4の第5の1の(1)の④のウの要件を達成した地区に限る。	2.00	2.00	2.00	2.00	

第2 経過措置 (略)

別記
 利子助成限度の適用基準

第1 助成限度利息の算定基準

要領別紙5の第10の1の①の額は、次に掲げる助成限度利息を基に算定する。

目標水準	担い手の農用地集積要件	助成限度利息(%)				適用
		4.0%以下	4.0%超 4.5%以下	4.5%超 5.0%以下	5.0%超	
1	要領別紙5の第5の1の(1)のいずれかの要件に該当する場合。	2.00	2.50	3.00	3.50	1. 助成限度利息は、助成金の交付を受けようとする前年度の9月1日時点での基準金利により決定する。 2. 基準金利は、農村振興局長が別に定めるものとする。 3. 要領別紙5の第5の(1)のうち、④又は⑤の要件を達成し、要領別紙5の第9の1の(4)の審査を行った地区において、引き続き集積を行い左に示す目標水準2又は3の要件を満たした地区は、要領別紙5の第9の1の(4)により集積達成の報告を行った場合、助成限度利息を変更できる。
2	担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手農用地集積増加率がおおむね40%を超えた地区。 ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、担い手農用地集積増加率がおおむね30%を超えた地区。 (1)担い手への農用地利用集積率が20%以上となった地区。 (2)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha/戸以上となった地区。 (3)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区。ただし、本要件の適用は、要領別紙5の第5の1の(1)の④のウの要件を達成した地区に限る。	2.00	2.00	2.25	2.75	
3	担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手農用地集積増加率がおおむね50%を超えた地区。 ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、担い手農用地集積増加率がおおむね40%を超えた地区。 (1)担い手への農用地利用集積率が20%以上となった地区。 (2)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha/戸以上となった地区。 (3)担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区。ただし、本要件の適用は、要領別紙5の第5の1の(1)の④のウの要件を達成した地区に限る。	2.00	2.00	2.00	2.00	

第2 経過措置 (略)

別記様式第1号

担い手育成支援計画 表紙 ～ 目次 (略)

平成〇〇年度 〇〇地区 担い手育成支援計画
(平成〇〇年度認定 第〇回変更)

認定地区番号

申請者名	代表者名	所在地	対象受益面積	対象受益戸数
		TEL	ha	戸

第1章 総論

1. 申請要件
(1) 農用地集積要件

要項 別紙4	集積要件	該当有無	備考
第5の1の(1)	①担い手農用地集積増加率がおおむね30%を超えること		
	②担い手農用地集積増加率がおおむね20%を超えること	ア 農用地利用集積率が20%以上	
		イ 農用地利用集積率が10%以上かつ4ha/戸以上	
		ウ 3年以内に集積増加率が20%を超えかつ農用地利用集積率が10%以上	
③特認要件			

(2) 全額要件

要項 別紙4	区分	金額要件	該当有無	備考	
第5の1の(2)	①ピーク時10a当たり合算年償還額	3(2)万円/10a			
	②ピーク時戸当たり合算年償還額	20(40)万円/戸			
	特認額	③自由化作物付率特認額	1万円/10a		
		④維持管理費特認額(10a当たり)	円/10a		基準年償還額 - (維持管理費 - 2,000円)
		⑤専業+第1種兼業農家特認額(10a当たり)	円/10a		地区内の10a当たり農家所得×0.2
⑥その他(10a当たり)	円/10a				

注) 上表()は、北海道の要件を示す。

(3) 特認額を適用する場合の申請要件 (略)

(4) 土地利用高度化加算要件

要項 別紙4	区分	該当有無	備考
第5の2	①土地利用率について次のいずれかを満たすこと	ア. 昭和60年の年平均値を超えること	
		イ. 都道府県知事が定めた値を超えること	
	②対象事業地区における種別用水田面積に占める副産作物の作付割合が20%以上であり、かつ、当該地区が属する都道府県の平均作付率以上であること		
第5の3	③対象事業地区の地盤水田農業ビジョンにおいて、具体的な目標を掲げられている作物(米及び副産作物を除く。)から重点的に取り組む作物を1以上選定し、選定した作物の当該地区における種別用水田面積に占める作付割合が、対象事業地区が属する都道府県における種別用水田面積に占める作付割合と比べ一定以上増加すること		
	④地区面積が1,000ha以上の広域的な地区		
第5の3	⑤専業及び第1種兼業農家の占める割合が、戸数又は面積で1/2以上		
		⑥ピーク時合算年償還額が10万円/戸以上	

2. ～5. (略)

第2章～第5章 (略)

別記様式第2号 (略)

別記様式第1号

担い手育成支援計画 表紙 ～ 目次 (略)

平成〇〇年度 〇〇地区 担い手育成支援計画
(平成〇〇年度認定 第〇回変更)

認定地区番号

申請者名	代表者名	所在地	対象受益面積	対象受益戸数
		TEL	ha	戸

第1章 総論

1. 申請要件
(1) 農用地集積要件

要項 別紙4	集積要件	該当有無	備考
第5の1の(1)	①担い手農用地集積増加率がおおむね30%を超えること		
	②担い手農用地集積増加率がおおむね20%を超えること	ア 農用地利用集積率が20%以上	
		イ 農用地利用集積率が10%以上かつ4ha/戸以上	
		ウ 3年以内に集積増加率が20%を超えかつ農用地利用集積率が10%以上	
③特認要件			

(2) 全額要件

要項 別紙4	区分	金額要件	該当有無	備考	
第5の1の(2)	①ピーク時10a当たり合算年償還額	3(2)万円/10a			
	②ピーク時戸当たり合算年償還額	20(40)万円/戸			
	特認額	③自由化作物付率特認額	1万円/10a		
		④維持管理費特認額(10a当たり)	円/10a		基準年償還額 - (維持管理費 - 2,000円)
		⑤専業+第1種兼業農家特認額(10a当たり)	円/10a		地区内の10a当たり農家所得×0.2
⑥その他(10a当たり)	円/10a				

注) 上表()は、北海道の要件を示す。

(3) 特認額を適用する場合の申請要件 (略)

(4) 土地利用高度化加算要件

要項 別紙4	区分	該当有無	備考
第5の2	①土地利用率について次のいずれかを満たすこと	ア. 昭和60年の年平均値を超えること	
		イ. 都道府県知事が定めた値を超えること	
	②対象事業地区における種別用水田面積に占める副産作物の作付割合が20%以上であり、かつ、当該地区が属する都道府県の平均作付率以上であること		
第5の3	③対象事業地区の地盤水田農業ビジョンにおいて、具体的な目標を掲げられている作物(米及び副産作物を除く。)から重点的に取り組む作物を1以上選定し、選定した作物の当該地区における種別用水田面積に占める作付割合が、対象事業地区が属する都道府県における種別用水田面積に占める作付割合と比べ一定以上増加すること		
	④地区面積が1,000ha以上の広域的な地区		
第5の3	⑤専業及び第1種兼業農家の占める割合が、戸数又は面積で1/2以上		
		⑥ピーク時合算年償還額が10万円/戸以上	

2. ～5. (略)

第2章～第5章 (略)

別記様式第2号 (略)

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙5（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に係る運用）</p> <p>第1 定義 <u>この運用</u>における定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 「担い手」とは、<u>実施要領第5に定めるもの（実施要領第5の3に定めるものを除く。）のほか、以下のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せず同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開要綱」という。）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）に位置づけられた、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第2の1及び経営再開要綱第2の1の地域の中心となる経営体をいう。以下「中心経営体」という。）</u></p> <p><u>(2) 都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>① 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき導入計画の認定を受けた者</p> <p>② 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者</p> <p>③ 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置づけられた者</p> <p>④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者</p> <p>⑤ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第2 土地改良区等 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が経営所得安定対策等支援計画の申請を行う場合、<u>要綱第3の1の（4）</u>の土地改良区等とは、土地改良区又は経営所得安定対策等支援計画に定められた借入主体をいう。</p> <p>第3 経営所得安定対策等支援事業の対象となる事業及び負担金 1 <u>要綱第3の1の（4）</u>の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年4月1日以降に採択された次に掲げる事業とする。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び国立研究開発法人森林総合研究所事業にあっては、平成6年3月31日以前に採択された地区であっても平成19年度以</p>	<p>別紙6（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に係る運用）</p> <p>第1 定義 <u>要綱及びこの実施要領</u>における定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 「担い手」とは、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の（1）の①及び②の要件を満たす者又は人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せず同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開要綱」という。）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）に位置づけられた、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第2の1及び経営再開要綱第2の1の地域の中心となる経営体をいう。以下「中心経営体」という。）<u>をいう。なお、都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するものを「担い手」とすることができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき導入計画の認定を受けた者</u></p> <p><u>(2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者</u></p> <p><u>(3) 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置づけられた者</u></p> <p><u>(4) 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者</u></p> <p><u>(5) 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>第2 土地改良区等 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が経営所得安定対策等支援計画の申請を行う場合、<u>要綱第3の1の（5）</u>の土地改良区等とは、土地改良区又は経営所得安定対策等支援計画に定められた借入主体をいう。</p> <p>第3 経営所得安定対策等支援事業の対象となる事業及び負担金 1 <u>要綱第3の1の（5）</u>の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年4月1日以降に採択された次に掲げる事業とする。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び国立研究開発法人森林総合研究所事業にあっては、平成6年3月31日以前に採択された地区であっても平成19年度以</p>

降負担金の償還が開始される地区については、対象事業とする。

(1)～(5) (略)

2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、経営所得安定対策等支援事業(要綱第3の1の(4)の事業をいう。以下同じ。)に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成農地集積事業(経営体育成促進事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)の対象となる事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)に基づく特別型のうち農地集積促進型を除くものとする。

(1)～(5) (略)

第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(4)の農村振興局長が定める要件は、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(1) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、10ポイント以上増加すること。ただし、担い手農地利用集積率が10ポイント以上増加する場合であっても、目標年度における担い手農地利用集積率が60パーセント未満となる場合には採択しない。

なお、目標年度における担い手農地利用集積率が8割以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合及び、受益面積3,000ヘクタール以上の地区で、目標年度における担い手農地集積率が50パーセント以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合においては、この限りではない。

(削る。)

(削る。)

(2) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。

(3)～(5) (略)

第5 経営所得安定対策等支援事業

1 経営所得安定対策等支援計画の作成

要綱第10の4の経営所得安定対策等支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

(1)・(2) (略)

2 経営所得安定対策等支援事業計画の申請

(1) (略)

(2) 要綱第10の4により土地改良区又は市町村が公募団体(要綱第2の公募団体をいう。以下同じ。)を行う経営所得安定対策等支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年の前年度の9月末日までに行うものとする。

3 (略)

4 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第10の5の(4)(要綱第10の5の(7)で準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長(北

降負担金の償還が開始される地区については、対象事業とする。

(1)～(5) (略)

2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、経営所得安定対策等支援事業(要綱第3の1の(5)の事業をいう。以下同じ。)に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成農地集積事業(経営体育成促進事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)の対象となる事業及び水利施設整備事業(農地集積促進型)実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知)を除くものとする。

(1)～(5) (略)

第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(5)の農村振興局長が定める要件は、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

(1) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が40パーセント未満のときは、50パーセント以上となること。

(2) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が40パーセント以上50パーセント未満であるときは、10ポイント以上増加すること。

(3) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満のときは、60パーセント以上となること。

(4) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。

(5)～(7) (略)

第5 経営所得安定対策等支援事業

1 経営所得安定対策等支援計画の作成

要綱第11の4の経営所得安定対策等支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

(1)・(2) (略)

2 経営所得安定対策等支援事業計画の申請

(1) (略)

(2) 要綱第11の4により土地改良区又は市町村が公募団体(要綱第2の公募団体をいう。以下同じ。)を行う経営所得安定対策等支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年の前年度の9月末日までに行うものとする。

3 (略)

4 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第11の5の(4)(要綱第11の5の(7)で準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長(北

海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)と協議し、その承認を得るものとする。

5 農林水産省との協議

公募団体は、要綱第10の5の(5)(要綱第10の5の(7)で準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第6 事業の管理等

1 事業の実績及び要件達成の報告

- (1) (略)
- (2) 要綱第11の3の(1)の農村振興局長が定める要件は、第4に掲げる要件(以下「要件」という。)とし、要件を達成したときは、土地改良区又は市町村は、公募団体に要件達成の報告を行うものとする。
- (3)・(4) (略)

2 要件を達成できない場合の措置

- (1) 要綱第11の3の(1)の調整金の徴収は、次により行う。
 - ① (略)
 - ② 公募団体及び都道府県は、①の通知があったときは、要綱第10の5の**手続**に準じて取り扱い、要件を満たさないと認められるときは、公募団体は、土地改良区等から調整金を徴収するものとし、その旨を土地改良区等に通知する。
 - ③ (略)
 - ④ 公募団体が土地改良区等から徴収する調整金は、②及び③に定める土地改良区等への調整金の徴収の通知をした年度に属する最終の約定期日(ただし、据置期間中においては、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。)の翌日から最終の弁済日までの間について、経営所得安定対策等支援資金(要綱第3の1の(4)の資金をいう。)を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息(年賦均等)の計算方法により算出した額とし、公募団体は、通知をした年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を約定期日において徴収するものとする。

3 繰上償還

土地改良区等が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき、又は債権保全上特に必要があると認められるときは、要綱第11の1の水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程に基づき、公募団体は当該土地改良区等に対し、期限を指示して繰上償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、繰上償還の請求を行わないことができる。

第7 都道府県の指導等

要綱第19の2の(1)に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1・2 (略)

第8 (略)

海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)と協議し、その承認を得るものとする。

5 農林水産省との協議

公募団体は、要綱第11の5の(5)(要綱第11の5の(7)で準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第6 事業の管理等

1 事業の実績及び要件達成の報告

- (1) (略)
- (2) 要綱第12の3の(1)の農村振興局長が定める要件は、第4に掲げる要件(以下「要件」という。)とし、要件を達成したときは、土地改良区又は市町村は、公募団体に要件達成の報告を行うものとする。
- (3)・(4) (略)

2 要件を達成できない場合の措置

- (1) 要綱第12の3の(1)の調整金の徴収は、次により行う。
 - ① (略)
 - ② 公募団体及び都道府県は、①の通知があったときは、要綱第11の5の**手続**に準じて取り扱い、要件を満たさないと認められるときは、公募団体は、土地改良区等から調整金を徴収するものとし、その旨を土地改良区等に通知する。
 - ③ (略)
 - ④ 公募団体が土地改良区等から徴収する調整金は、②及び③に定める土地改良区等への調整金の徴収の通知をした年度に属する最終の約定期日(ただし、据置期間中においては、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。)の翌日から最終の弁済日までの間について、経営所得安定対策等支援資金(要綱第3の1の(5)の資金をいう。)を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息(年賦均等)の計算方法により算出した額とし、公募団体は、通知をした年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を約定期日において徴収するものとする。

3 繰上償還

土地改良区等が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき、又は債権保全上特に必要があると認められるときは、要綱第12の1の水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程に基づき、公募団体は当該土地改良区等に対し、期限を指示して繰上償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、繰上償還の請求を行わないことができる。

第7 都道府県の指導等

要綱第18の2の(1)に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1・2 (略)

第8 (略)

第9 その他

要綱第20に基づく経営所得安定対策等支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

第9 その他

要綱第19に基づく経営所得安定対策等支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙6（災害被災地域土地改良負担金償還助成事業に係る運用）</p> <p>第1 土地改良区等 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が災害償還助成計画（要綱第12の2の計画をいう。）の申請を行う場合、要綱第3の1の（5）の土地改良区等とは、土地改良区又は災害償還助成計画に定められた実施主体をいう。</p> <p>第2 災害償還助成事業の対象となる事業及び負担金 1 要綱第3の1の（5）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。 （1）～（5）（略） 2 （略）</p> <p>第3 事業地区の要件 要綱第3の1の（5）の農村振興局長が定める要件は、対象事業の地区について、被災した農用地又は要綱第3の1の（5）に定める土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。 （1）～（6）（略）</p> <p>第4 災害償還助成計画 1 災害償還助成計画の作成 （1）要綱第12の2の災害償還助成計画の様式は、別記様式第1号によるものとする。 （2）（略） 2 地方農政局長との協議 都道府県知事は、要綱第12の3の（4）の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）と協議し、その承認を得るものとする。</p> <p>第5 災害償還助成金の額 災害償還助成金の交付額は、要綱第12の3の（4）の都道府県知事の承認を受けた災害償還助成計画に定められた助成額を限度とする。</p> <p>第6 その他 要綱第20に基づく災害償還助成事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号（略）</p>	<p>別紙7（災害被災地域土地改良負担金償還助成事業に係る運用）</p> <p>第1 土地改良区等 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が災害償還助成計画（要綱第13の2の計画をいう。）の申請を行う場合、要綱第3の1の（6）の土地改良区等とは、土地改良区又は災害償還助成計画に定められた実施主体をいう。</p> <p>第2 災害償還助成事業の対象となる事業及び負担金 1 要綱第3の1の（6）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。 （1）～（5）（略） 2 （略）</p> <p>第3 事業地区の要件 要綱第3の1の（6）の農村振興局長が定める要件は、対象事業の地区について、被災した農用地又は要綱第3の1の（6）に定める土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。 （1）～（6）（略）</p> <p>第4 災害償還助成計画 1 災害償還助成計画の作成 （1）要綱第13の2の災害償還助成計画の様式は、別記様式第1号によるものとする。 （2）（略） 2 地方農政局長との協議 都道府県知事は、要綱第13の3の（4）の通知を行うに当たっては、当分の間、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）と協議し、その承認を得るものとする。</p> <p>第5 災害償還助成金の額 災害償還助成金の交付額は、要綱第13の3の（4）の都道府県知事の承認を受けた災害償還助成計画に定められた助成額を限度とする。</p> <p>第6 その他 要綱第19に基づく災害償還助成事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。</p> <p>別記様式第1号・別記様式第2号（略）</p>

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙7（経営安定対策基盤整備緊急支援事業に係る運用）</p> <p>第1 定義</p> <p><u>この運用</u>における定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 「担い手」とは、<u>実施要領第5に定めるもの（実施要領第5の3に定めるものを除く。）のほか、以下のいずれかに該当するものとしてすることができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要領（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せず、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開要綱」という。）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）に位置づけられた、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第2の1及び経営再開要綱第2の1の地域の中心となる経営体をいう。以下「中心経営体」という。）</u></p> <p><u>(2) 都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>① 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき導入計画の認定を受けた者</p> <p>② 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者</p> <p>③ 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者</p> <p>④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者</p> <p>⑤ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者</p> <p>⑥ <u>①から⑤までの担い手に準ずるもので、都道府県知事が担い手として特に認めている者</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 「担い手農地利用集積率」とは、緊急支援計画（要綱第14の3の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地域の受益面積に占める担い手の経営所得安定対策等実施要綱IVの第1の1の（3）②ア（イ）に定める生産予定面積又は担い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>第2 本事業の対象となる事業及び負担金</p> <p>1 要綱第3の1の（6）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次の事業とする。</p>	<p>別紙8（経営安定対策基盤整備緊急支援事業に係る運用）</p> <p>第1 定義</p> <p><u>要綱及びこの実施要領</u>における定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 「担い手」とは、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の（1）の①及び②の要件を満たす者又は人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せず、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知。以下「経営再開要綱」という。）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）に位置づけられた、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第2の1及び経営再開要綱第2の1の地域の中心となる経営体をいう。以下「中心経営体」という。）<u>をいう。なお、都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するものを「担い手」とすることができるものとする。</u></p> <p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき導入計画の認定を受けた者</p> <p>(2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者</p> <p>(3) 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者</p> <p>(4) 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者</p> <p>(5) 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者</p> <p>(6) <u>(1) から (5) までの担い手に準ずるもので、都道府県知事が担い手として特に認めている者</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 「担い手農地利用集積率」とは、緊急支援計画（要綱第15の3の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地域の受益面積に占める担い手の経営所得安定対策等実施要綱IVの第1の1の（3）②ア（イ）に定める生産予定面積又は担い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>第2 本事業の対象となる事業及び負担金</p> <p>1 要綱第3の1の（7）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次の事業とする。</p>

(1)～(5) (略)

2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、緊急支援事業(要綱第3の1の(6)の事業をいう。以下同じ。)に係る負担金とは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

第3 事業の実施要件

要綱第3の1の(6)の農村振興局長が定める要件は、次の1又は2、及び4の要件に該当する地域を対象とする。ただし、平成26年度以降に緊急支援計画を新たに作成する地域においては、1から3までのいずれか、並びに4及び5の要件に該当する地域を対象とする。

また、平成25年度以前に採択された地区で平成28年度以降も継続実施する地域においては、当初事業採択時の要件を満たすとともに、平成28年度以降は変更緊急支援計画の目標年度までに1から3までのいずれか、並びに4及び5の要件を満たすこととする。

1～7 (略)

第4 (略)

第5 緊急支援計画

1 緊急支援計画の作成

要綱第14の3の緊急支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第487号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業(以下「土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業」という。)を実施し、その対象地域について土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱第8の1又は2の要件を達成した土地改良区又は市町村が、当該対象地域と同じ地域を対象として緊急支援計画を作成する場合には、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱第8の1又は2の採択時における担い手農地利用集積率、担い手農地集約化率又は担い手者数の割合を、本事業の実施要領別紙7の第3の1又は2の採択時における担い手農地利用集積率、担い手農地集約化率又は担い手数の割合として緊急支援計画を作成することができるものとする。

2 緊急支援計画の申請

(1) (略)

(2) 要綱第14の3により土地改良区又は市町村(以下「土地改良区等」という。)が要綱第2の公募団体(以下同じ。)に行う緊急支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年度の6月末日までに行うものとする。

3 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第14の4の(4)(要綱第14の4の(7)により準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)と協議し、その承認を得るものとする。

4 農林水産省との協議

公募団体は、要綱第14の4の(5)(要綱第14の4の(7)により準じて取り扱う

(1)～(5) (略)

2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、緊急支援事業(要綱第3の1の(7)の事業をいう。以下同じ。)に係る負担金とは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

第3 事業の実施要件

要綱第3の1の(7)の農村振興局長が定める要件は、次の1又は2、及び4の要件に該当する地域を対象とする。ただし、平成26年度以降に緊急支援計画を新たに作成する地域においては、1から3までのいずれか、並びに4及び5の要件に該当する地域を対象とする。

また、平成25年度以前に採択された地区で平成28年度以降も継続実施する地域においては、当初事業採択時の要件を満たすとともに、平成28年度以降は変更緊急支援計画の目標年度までに1から3までのいずれか、並びに4及び5の要件を満たすこととする。

1～7 (略)

第4 (略)

第5 緊急支援計画

1 緊急支援計画の作成

要綱第15の3の緊急支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第487号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業(以下「土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業」という。)を実施し、その対象地域について土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱第8の1又は2の要件を達成した土地改良区又は市町村が、当該対象地域と同じ地域を対象として緊急支援計画を作成する場合には、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業実施要綱第8の1又は2の採択時における担い手農地利用集積率、担い手農地集約化率又は担い手者数の割合を、本事業の実施要領別紙8の第3の1又は2の採択時における担い手農地利用集積率、担い手農地集約化率又は担い手数の割合として緊急支援計画を作成することができるものとする。

2 緊急支援計画の申請

(1) (略)

(2) 要綱第15の3により土地改良区又は市町村(以下「土地改良区等」という。)が要綱第2の公募団体(以下同じ。)に行う緊急支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年度の6月末日までに行うものとする。

3 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第15の4の(4)(要綱第15の4の(7)により準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)と協議し、その承認を得るものとする。

4 農林水産省との協議

公募団体は、要綱第15の4の(5)(要綱第15の4の(7)により準じて取り扱う

場合を含む。)の通知を行うに当たっては、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第6 事業の管理等

1・2 (略)

3 助成金の使途

要綱第15の4の農村振興局長が定める経費とは、次の経費とする。

(1)・(2) (略)

第7 助成額の限度

1 要綱第15の2の助成額は、対象地域における対象事業の当該年度の受益者負担金又は償還金のうち本事業を除く農家負担金軽減支援対策事業による利子助成額、その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還利息相当額を限度とする。ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。

2 (略)

第8・第9 (略)

第10 その他

要綱第20に基づく緊急支援事業の実績の報告については、別記様式第3号によるものとする。

場合を含む。)の通知を行うに当たっては、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第6 事業の管理等

1・2 (略)

3 助成金の使途

要綱第16の4の農村振興局長が定める経費とは、次の経費とする。

(1)・(2) (略)

第7 助成額の限度

1 要綱第16の2の助成額は、対象地域における対象事業の当該年度の受益者負担金又は償還金のうち本事業を除く農家負担金軽減支援対策事業による利子助成額、その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還利息相当額を限度とする。ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。

2 (略)

第8・第9 (略)

第10 その他

要綱第19に基づく緊急支援事業の実績の報告については、別記様式第3号によるものとする。

別記様式第1号

経営安定対策基盤整備緊急支援計画(案) 表紙、支援計画図 (略)

1. (略)

2. 申請要件
(1) 受益者負担要件

対象事業番号	事業名	地区名	事業主体	工期	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (円)	受益者負担率 (%)	受益者負担額 (円)	経費補填額 (円)	農用地 改良区等 の設置番号	10a当たり	戸当たり	農用地の30a未満の有無 (1) (2) (3) (4) (5)	備考
												面積 (円/10a)	戸数 (円/戸)		
(表紙、支援計画図 (略) のため、この表は空欄で表示されています)															
合計					0	0	0	0	0	0					

注1 「関係土地改良区等の整理番号」は、対象事業に関する1. 対象地域の概要の関係土地改良区等の整理番号を記入する。(複数の関係土地改良区等がある場合は、全ての整理番号を記入する。)
注2 「表紙別添7」の第3の4の該当適用有無の(1)、(2)の①及び②の合計欄には該当要件箇所「○」を記入する。

(2) - 1 業債要件(平成24年度以前申請地区)

①基本の業債要件(対象受益面積 ha)

業債別添8	業債要件	該当適用有	適用要件	備考
第3の1	(1) 担い手への農地利用率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的業債率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15%未満以上増加			

注1 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
注2 (1)の「適用要件」欄は、業債別添7の第3の1の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
注3 (2)の「適用要件」欄は、業債別添7の第3の1の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の業債要件(対象受益面積 ha)

業債別添8	業債要件	該当適用有	適用要件	備考
第3の2	(1) 担い手への農地利用率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的業債率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5%未満以上増加			

注1 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
注2 (1)の「適用要件」欄は、業債別添7の第3の2の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
注3 (2)の「適用要件」欄は、業債別添7の第3の2の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

別記様式第1号

経営安定対策基盤整備緊急支援計画(案) 表紙、支援計画図 (略)

1. (略)

2. 申請要件
(1) 受益者負担要件

対象事業番号	事業名	地区名	事業主体	工期	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (円)	受益者負担率 (%)	受益者負担額 (円)	経費補填額 (円)	農用地 改良区等 の設置番号	10a当たり	戸当たり	農用地の30a未満の有無 (1) (2) (3) (4) (5)	備考
												面積 (円/10a)	戸数 (円/戸)		
(表紙、支援計画図 (略) のため、この表は空欄で表示されています)															
合計					0	0	0	0	0	0					

注1 「関係土地改良区等の整理番号」は、対象事業に関する1. 対象地域の概要の関係土地改良区等の整理番号を記入する。(複数の関係土地改良区等がある場合は、全ての整理番号を記入する。)
注2 「表紙別添7」の第3の4の該当適用有無の(1)、(2)の①及び②の合計欄には該当要件箇所「○」を記入する。

(2) - 1 業債要件(平成24年度以前申請地区)

①基本の業債要件(対象受益面積 ha)

業債別添8	業債要件	該当適用有	適用要件	備考
第3の1	(1) 担い手への農地利用率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的業債率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15%未満以上増加			

注1 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
注2 (1)の「適用要件」欄は、業債別添8の第3の1の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
注3 (2)の「適用要件」欄は、業債別添8の第3の1の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の業債要件(対象受益面積 ha)

業債別添8	業債要件	該当適用有	適用要件	備考
第3の2	(1) 担い手への農地利用率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的業債率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5%未満以上増加			

注1 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
注2 (1)の「適用要件」欄は、業債別添8の第3の2の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
注3 (2)の「適用要件」欄は、業債別添8の第3の2の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

(2) - 2 集積要件 (平成25年度申請地区)
①基本の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5%~ $\times 10^4$ 以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の1の(4)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の1の(5)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が3.8%~ $\times 10^4$ 以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の2の(4)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の2の(5)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

(2) - 3 集積要件 (平成26年度以後申請地区又は平成28年度以降離脱地区)
①基本の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への集約化率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15%~ $\times 10^4$ 以上増加			
第3の2	地域における耕地利用率が一定割合以上の増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の1の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の1の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注4) 第3の3の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の3の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への集約化率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5%~ $\times 10^4$ 以上増加			
第3の3	地域における耕地利用率が一定割合以上の増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の2の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の2の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注4) 第3の3の「適用要件」欄は、要項別表7の第3の3の①から④までのいずれかの番号を記入する。

3. ~6. (略)

(2) - 2 集積要件 (平成25年度申請地区)
①基本の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5%~ $\times 10^4$ 以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表8の第3の1の(4)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表8の第3の1の(5)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が3.8%~ $\times 10^4$ 以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表8の第3の2の(4)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表8の第3の2の(5)の①から④までのいずれかの番号を記入する。

(2) - 3 集積要件 (平成26年度以後申請地区又は平成28年度以降離脱地区)
①基本の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への集約化率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15%~ $\times 10^4$ 以上増加			
第3の2	地域における耕地利用率が一定割合以上の増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表9の第3の1の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表9の第3の1の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注4) 第3の3の「適用要件」欄は、要項別表9の第3の3の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件 (対象受益面積 ha)

要 項 別 表	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への集約化率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5%~ $\times 10^4$ 以上増加			
第3の3	地域における耕地利用率が一定割合以上の増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所「○」を記入する。
 注2) (1)の「適用要件」欄は、要項別表9の第3の2の(1)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注3) (2)の「適用要件」欄は、要項別表9の第3の2の(2)の①から④までのいずれかの番号を記入する。
 注4) 第3の3の「適用要件」欄は、要項別表9の第3の3の①から④までのいずれかの番号を記入する。

3. ~6. (略)

別記様式第2-1号

平成〇〇年度 経営安定対策推進整備関係支那計画審査表

- (1) 地域名
- (2) 認定地域番号
- (3) 担い手農地利用率向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中国基準 (%)	要件 達成 判定	備考
	採択時(〇年度)						
	目標年度(〇年度)						
	中間審査時(〇年度)						
	要件達成確認時(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						

- 注1) 要件達成中国基準は、目標年度と採択時との担い手農地利用率の差の30%以上とする。
- 注2) 中国審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。
- 注3) 要件達成確認時とは、中国審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。
- 注4) 要領別紙7第5の1の(3)に基づき計画を作成した地域は、土地改良負担金償還特別緊急支那対策事業の完了時を中国審査時として取り扱うものとする。

別記様式第2-2号

平成〇〇年度 経営安定対策推進整備関係支那計画審査表

- (1) 地域名
- (2) 認定地域番号
- (3) 担い手農地集約化向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手農地 集約化面積 (ha) ②	担い手農地 集約化率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中国基準 (%)	要件 達成 判定	備考
	採択時(〇年度)						
	目標年度(〇年度)						
	中間審査時(〇年度)						
	要件達成確認時(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						

- 注1) 要件達成中国基準は、目標年度と採択時との担い手農地集約化率の差の30%以上とする。
- 注2) 中国審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。
- 注3) 要件達成確認時とは、中国審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。
- 注4) 要領別紙7第5の1の(3)に基づき計画を作成した地域は、土地改良負担金償還特別緊急支那対策事業の完了時を中国審査時として取り扱うものとする。

別記様式第2-1号

平成〇〇年度 経営安定対策推進整備関係支那計画審査表

- (1) 地域名
- (2) 認定地域番号
- (3) 担い手農地利用率向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中国基準 (%)	要件 達成 判定	備考
	採択時(〇年度)						
	目標年度(〇年度)						
	中間審査時(〇年度)						
	要件達成確認時(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						

- 注1) 要件達成中国基準は、目標年度と採択時との担い手農地利用率の差の30%以上とする。
- 注2) 中国審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。
- 注3) 要件達成確認時とは、中国審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。
- 注4) 要領別紙8第5の1の(3)に基づき計画を作成した地域は、土地改良負担金償還特別緊急支那対策事業の完了時を中国審査時として取り扱うものとする。

別記様式第2-2号

平成〇〇年度 経営安定対策推進整備関係支那計画審査表

- (1) 地域名
- (2) 認定地域番号
- (3) 担い手農地集約化向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手農地 集約化面積 (ha) ②	担い手農地 集約化率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中国基準 (%)	要件 達成 判定	備考
	採択時(〇年度)						
	目標年度(〇年度)						
	中間審査時(〇年度)						
	要件達成確認時(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						
	〃(〇年度)						

- 注1) 要件達成中国基準は、目標年度と採択時との担い手農地集約化率の差の30%以上とする。
- 注2) 中国審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。
- 注3) 要件達成確認時とは、中国審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。
- 注4) 要領別紙8第5の1の(3)に基づき計画を作成した地域は、土地改良負担金償還特別緊急支那対策事業の完了時を中国審査時として取り扱うものとする。

別記様式第2-3号

平成〇〇年度 経営安定対策推進整備事業支援計画審査表

- (1) 地域名
- (2) 認定地域番号
- (3) 担い手者数向上計画

区分	項目	受益者数 (人) ①	担い手者数 (人) ②	担い手者数 増加割合 [$(\text{②}-\text{①})/\text{①} \times 100$]	要件達成 中国基準 [$\text{②}-\text{①} \geq 47$]	要件達成 判定	備考
	採択時(〇年度)		②				
	目標年度(〇年度)		③				
	中国審査時(〇年度)		④-1				
	要件達成確認時(〇年度)		④-2				
	"(〇年度)		④-3				
	"(〇年度)		④-4				
	"(〇年度)		④-5				

- 注1) 要件達成中国基準は、目標年度の担い手者数増加割合の30%以上とする。
- 注2) 中国審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。
- 注3) 要件達成確認時とは、中国審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。
- 注4) 要領別紙7第5の1の(3)に基づき計画を作成した地域は、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業の完了時を中国審査時として取り扱うものとする。

別記様式第2-4号・別記様式第3号 (略)

別記様式第2-3号

平成〇〇年度 経営安定対策推進整備事業支援計画審査表

- (1) 地域名
- (2) 認定地域番号
- (3) 担い手者数向上計画

区分	項目	受益者数 (人) ①	担い手者数 (人) ②	担い手者数 増加割合 [$(\text{②}-\text{①})/\text{①} \times 100$]	要件達成 中国基準 [$\text{②}-\text{①} \geq 47$]	要件達成 判定	備考
	採択時(〇年度)		②				
	目標年度(〇年度)		③				
	中国審査時(〇年度)		④-1				
	要件達成確認時(〇年度)		④-2				
	"(〇年度)		④-3				
	"(〇年度)		④-4				
	"(〇年度)		④-5				

- 注1) 要件達成中国基準は、目標年度の担い手者数増加割合の30%以上とする。
- 注2) 中国審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。
- 注3) 要件達成確認時とは、中国審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。
- 注4) 要領別紙7第5の1の(3)に基づき計画を作成した地域は、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業の完了時を中国審査時として取り扱うものとする。

別記様式第2-4号・別記様式第3号 (略)

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙8（農地有効利用推進支援事業に係る運用）</p> <p>第1 本事業の対象となる助成団体、地区</p> <p><u>1 要綱第3の1の（7）の農村振興局長が定める者（以下「助成団体」という。）は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）事業費助成型の対象となる助成団体は、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者が組織する法人とする。なお、土地改良区が設立されていない事業地区では市町村が農地利用推進計画の申請を行うことができるものとし、その場合には、助成団体は、農地利用推進計画に定められた借入主体をいう。</u></p> <p><u>（2）一括前払助成型の対象となる助成団体は、農地中間管理機構及び農地集積団滑化団体とする。</u></p> <p><u>2 本事業で利子助成を行う対象となる地区は、農地耕作条件改善事業（以下「対象事業」という。）を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標年度（対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。）において、事業実施地域内農用地のおおむね8割以上となる地区とする。</u></p> <p>第2 農地利用推進計画</p> <p><u>1 農地利用推進計画の作成</u></p> <p><u>（1）要綱第16の2の農地利用推進計画は、事業費助成型の場合は別記様式第1号に、一括前払助成型の場合は別記様式第2号により作成するものとする。</u></p> <p><u>（2）農地利用推進計画の作成に当たって、事業費助成型のみ実施する地区においては、助成団体は、あらかじめ市町村、農業委員会、農地中間管理機構等その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。</u></p> <p><u>事業費助成型と併せて一括前払助成型を実施する地区においては、事業費助成型の助成団体と一括前払助成型の助成団体は協力し、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>一括前払助成型のみ実施する地区においては、助成団体は、あらかじめ助成の対象事業の実施主体、市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>（3）土地改良区が農地利用推進計画を作成しようとする地域内に他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 農地利用推進計画の申請</u></p> <p><u>（1）農地利用推進計画事業費助成型の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の合意を得るものとする。</u></p> <p><u>（2）要綱第16の2により助成団体が公募団体（要綱第2の公募団体をいう。以下同じ。）を行う農地利用推進計画の認定の申請は、助成の対象となる資金の借入を行う年度の9月末日までに行うものとする。</u></p> <p><u>3 地方農政局長との協議</u></p> <p><u>都道府県知事は、要綱第16の3の（4）（要綱第16の3の（7）により準じて取り</u></p>	<p>（新設）</p>

扱う場合を含む。）の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）と協議し、その承認を得るものとする。

4 農林水産省との協議

公募団体は、要綱第16の3の（5）（要綱第16の3の（7）により準じて取り扱う場合を含む。）の通知を行うに当たっては、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第3 事業の管理等

1 事業の要件達成報告

（1）助成団体は、対象事業の完了年度を含めて目標年度まで毎年度、公募団体に対し別記様式3により、第1の2の要件達成状況の報告を行うものとする。なお、目標年度以前において要件を達成した場合においても、目標年度まで毎年度、報告を行うものとする。

（2）公募団体は、（1）の報告があった場合には、都道府県知事にその旨を報告する。なお、（1）の報告が要件達成の場合には、都道府県知事の承認を受けるものとする。

（3）公募団体は、（1）の報告があった場合には、農村振興局長にその旨報告するものとする。なお、（1）の報告が要件達成の場合には、（2）の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

2 事業の要件を達成できない場合の措置

（1）公募団体及び都道府県は、第3の1の要件達成状況の報告において、目標年度までの要件達成が困難と認められる場合には、助成団体に対して目標達成に向けた事業の推進を図るよう指示することができるものとする。

（2）助成団体は、（1）の指示があったときは、第6に定める協議会において、目標達成に向けた実施方針を作成し、取組を行うものとする。

（3）公募団体及び都道府県は、第3の1の要件達成状況の報告において、第1の2の事業の要件を達成することが困難と見込まれる場合には、要綱第16の3の手續に準じて取扱い、事業の要件を達成できないと認められるときは、公募団体は、助成団体への農地利用推進事業を打ち切るものとし、その旨を助成団体に通知する。

（4）公募団体及び都道府県は、第3の1の報告が目標年度において、第1の2の事業の要件を達成していない場合には、要綱第16の3の手續に準じて取扱い、事業の要件を達成していないと認められるときは、公募団体は、助成団体への農地利用推進事業を打ち切るものとし、その旨、助成団体に通知する。

（5）助成団体から農地利用推進計画に定める目標年度において第3の1の要件達成状況の報告がない場合についても、公募団体は、助成団体への農地利用推進事業を打ち切るものとし、その旨を助成団体に通知する。

（6）公募団体は、（1）の指示を行った場合又は（3）、（4）若しくは（5）の通知を行った場合には、その旨を農村振興局長へ報告するものとする。

3 一括前払助成型の実績の報告

助成団体は、一括前払金を農地の出し手へ支払った場合には、その旨を土地改良事業償還金等の債権を有する者へ通知するとともに、債権を有する者から債務が解消されたことの確認を受けるものとし、公募団体へ報告を行うものとする。公募団体は、報告があった場合には、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

第4 助成額の限度

要綱第17の2の助成額は、事業費助成型については対象地区における当該年度の受益者負担金の償還利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。一括前払助成型にあつては、対象地区における当該年度の一括前払金借入資金の償還利子相当額を超えることができないものとする。

第5 他事業との関連

本事業の事業費助成型による助成を受けている期間において、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官通知）別表の区分の欄の3に規定する農地集積推進助成の交付を受けた際には、当該農地集積推進助成の交付金の全額を事業費助成型の助成の対象となっている元金の一部繰上償還に使用するものとし、要綱第16の3の（6）に規定する変更承認申請を行うものとする。

第6 本事業の推進体制

事業費助成型の助成団体は、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村、農地中間管理機構等で構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。事業費助成型と併せて一括前払助成型を実施する地区においては、一括前払助成型の助成団体は、事業費助成型の助成団体と協力し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

一括前払助成型のみ実施する地区においては、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、対象事業の実施主体、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

第7 その他

1 一括前払助成型については、受け手とやむを得ない事由により賃貸借権の設定を解除することとなった場合には、助成団体は、農地利用推進計画に定める助成金交付計画で定めた年度について、2年間を限度として延期の申出を公募団体に対して行うことができる。本申出は、要綱第16の3の（6）に基づき、理由を付して行うものとする。

なお、本申出を行う場合にあつては、第6に定める協議会において合意を得るとともに、協力し早期に農地の新たな借受希望者の選定に努めるものとする。

2 要綱第16の3の（6）の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、対象事業の事業計画等について変更申請が行われた場合とするものとする。

3 要綱第20に基づく農地利用推進事業の実績報告については、別記様式第4号によるものとする。

別記様式第1号

都道府県名	
当初認定年度	
認定地番番号	

農地有効利用推進支援計画（案）

事業費助成型

〇〇地区

（第〇回変更）

平成〇〇年〇〇月

申請団体（ ）

※申請団体（申請団体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

〇〇地区 農地有効利用推進支援計画

1. 対象となる農地耕作条件改善事業の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益 戸数 (ha)	受益 戸数 (戸)	事業費 (千円)	土地改良区 等負担額 (千円)

注：目標年度は対象となる農地耕作条件改善事業完了年度から3年以内とする。

2. 農地有効利用推進支援事業の概要

(1) 借入計画

借入主体	借入額 (千円) A	借入額のうち 償還利息額 (千円) B	借入額のうち償還利息額 に占める助成額 C = B × 5/8	土地改良区等負 担額 (千円) D = A - B
合計				

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

3. 助成金交付計画

年度	年償還額 (千円)	うち利息相当額	
		うち利息相当額	本事業による 助成予定額
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
合 計			

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

4. 担い手農地利用集積等向上計画

(1) 担い手農地利用集積等向上計画

項目	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③ = ② / ① × 100	備考
区分				
採 択 時 (○年度)				
目 標 年 度 (○年度)				

5. 推進体制

協 議 会 名	
設 立 日	
代 表 者	
構 成 メ ン バ ー	

6. その他

別記様式第2号

都道府県名	
当初認定年度	
認定地域番号	

農地有効利用推進支援計画（案）

一括前払助成型

〇〇地区

（第〇回変更）

平成〇〇年〇〇月

申請団体（ ）

※申請団体（申請団体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

〇〇地区 農地有効利用推進支援計画

1. 対象となる農地耕作条件改善事業の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	施工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	経費総額 (千円)	士紳改良区等費総額 (千円)

注：目標年度は対象となる農地耕作条件改善事業完了年度から3年以内とする。

2. 農地有効利用推進支援事業の概要

(1) 借入計画

借入主体	借入額 (千円) A	借入額のうち償還利息額 (千円) B
合計		

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

3. 助成金交付計画

年度	年償還額 (千円)	うち利息相当額	
		うち利息相当額	本事業による 助成予定額
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
合 計			

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

4. 担い手農地利用集積等向上計画

(1) 担い手農地利用集積等向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用率 (%) ③ = ② / ① × 100	備考
	採 択 時 (○年度)				
	目 標 年 度 (○年度)				

5. 推進体制

協 議 会 名	
設 立 日	
代 表 者	
構 成 メ ン バ ー	

6. 一括前払金の内容

単位：円

対象者氏名	債務の内容	債務の額	貸付借契約 期間	借付年額	借入先・条件 (期間・利率)	一括前払金
計						

注：債務の額は、土地改良事業費還付金等とし、当該土地改良区等の請求に係る額を記載する。
 借付年額は、対象者毎に合計した額を記載する。
 一括前払金は、対象者毎に借付年額に貸付年額を乗じた金額を越えない(以下)。
 また、農地耕作条件改善事業の農家負担の支払いなどの調整を事前に行う(以下)。

別記様式第3号

平成〇〇年度 農地有効利用推進支那計画実績報告書

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手農地利用集積向上計画

項目	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③=②/①×100	要件 達成 判定	備考
区分					
採択時(〇年度)					
目標年度(〇年度)					
要件達成確認時(〇年度)					

別記様式第4号

平成〇〇年度 農地有効利用推進支援事業実績報告書

1 平成〇〇年度農地有効利用推進支援事業認定状況

(単位: 地区数)

都道府県名	新規 ①	継続 ②	完了 ③	全体 ④=①+②+③	変更
			()		()

注: 完了額、変更額の()内には当該年度の地区数を内数として記入する。

2 平成〇〇年度農地有効利用推進支援事業実施状況

(単位: 円、地区数)

都道府県名	助成額	助成率 枝額	助成 地区数	備考